

環境活動レポート

(運用期間 : 令和5年6月 ~ 令和6年5月)



発行日 : 令和6年8月31日

株式会社 谷下組

□ 認証・登録対象範囲:全組織・全活動を対象とする（下記事務所の概要に示す）

□ 事業所の概要

（１）事業者名及び代表者名

株式会社 谷 下 組
代表取締役 谷下 文章

（２）所在地

本社： 徳島県那賀郡那賀町小浜 3 2 4 番地 2
倉庫： 徳島県那賀郡那賀町小浜字石休場 3 5 1 番地 6

（３）環境保全関係の責任者及び担当者連絡先

環境管理責任者： 丸山 泰 秀（令和 6 年度から谷下 文章に交替）

環境管理事務局： 谷下 美恵子

連絡先 TEL 0884-66-0201 FAX 0884-66-0925

（４）事業の概要

建 設 業 （土木工事業、とび・土工工事業）

許可番号 徳島県知事許可（特・2）第 971 号
許可期間 令和 3 年 3 月 9 日から令和 8 年 3 月 8 日

産業廃棄物収集運搬業者

許可番号 徳島県知事許可 3600143096
許可期間 令和 5 年 6 月 8 日から令和 10 年 6 月 5 日

今期（令和 5 年 6 月 1 日～令和 6 年 5 月 31 日）において
下請け業として産業廃棄物収集運搬の実績は無かった
従って、この業については E A 2 1 の対象範囲外である

（５）事業の規模

完成工事高 345,292 千円 （令和 6 年 5 月決算）

従業員数 18 名

本社建物延べ床面積 1033.5 m²

倉 庫 面 積 302.0 m²

環 境 経 営 方 針

基本理念

株式会社 谷下組は、次世代へのよりよい自然環境を継承するため、人類共通の課題の一つである環境負荷低減を目指し、自社全組織を挙げて努力するものとする。

方 針

I 当社は事業活動に於ける環境への影響を深く認識し、省資源・省エネルギー等の環境に配慮した事業活動を推進するとともに、人材の育成や技術力の維持・向上に努めることにより、環境負荷の低減と品質・効率の向上を図るなど環境経営を進めこれを継続的に改善する。

II 当社は事業活動に於ける環境関連の法令及び条例等を遵守する。

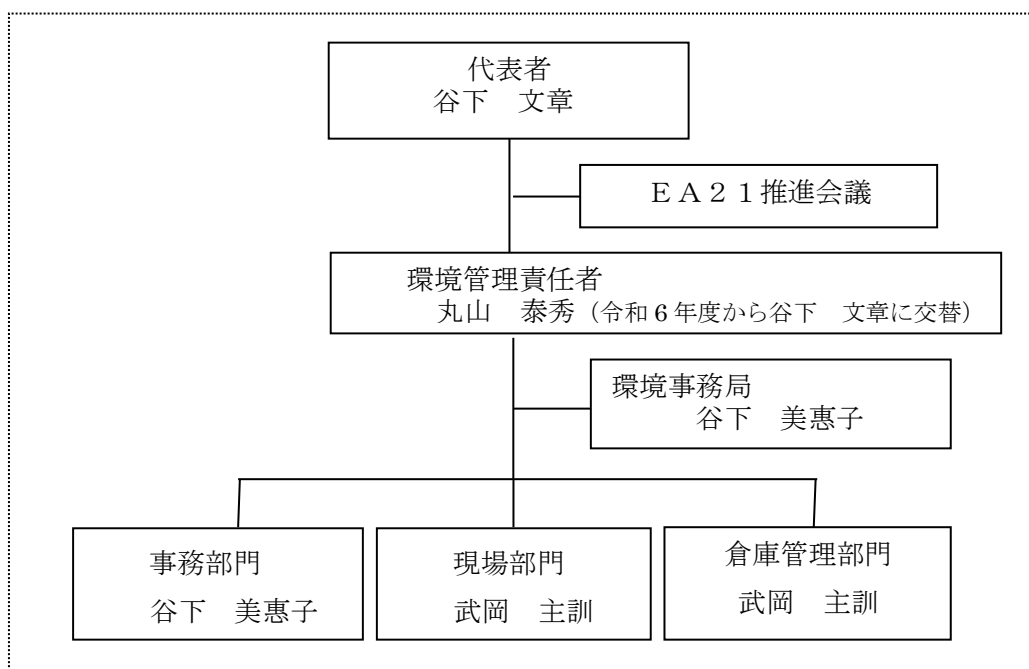
III 当社は事業活動に於いて以下の項目を管理重点テーマとして取り組む。

1. 二酸化炭素排出量の削減（電力使用量、軽油、ガソリン等石油系燃料使用量の削減）
2. 水資源使用量の削減
3. 廃棄物の削減及びリサイクルの推進
4. 事務用紙使用量の削減
5. 事務所及び現場周辺の清掃等社会貢献活動
6. 環境に配慮した工事の推進

- ・上記の環境負荷低減活動及び社会貢献活動を全従業員に周知すると共に活動意識の向上に努める。

改定日 令和 5 年 6 月 1 日
株式会社 谷 下 組
代表取締役 谷 下 文 章

株式会社 谷下組環境経営システム組織図



	役 割・責 任・権 限
代 表 者	・環境経営に関する統括責任 ・環境経営システムの実施及び管理に必要な、人、設備、費用、時間、技能、技術者等を用意 ・環境管理責任者を任命 ・環境経営方針の策定・見直し及び全従業員へ周知 ・環境経営目標の策定を承認 ・代表者による全体の評価と見直しを実施 ・環境経営レポートの承認 ・経営に於ける課題とチャンスの明確化
EA21 推進会議	・環境経営目標、環境経営方針の見直しの検討 ・環境経営目標、環境経営計画を過去と対比、並びに次年度の経営計画、環境経営目標を策定 ・環境活動において、各々のコンプライアンスのチェック体制を確立。
環境管理責任者	・環境経営システムを構築し、実施し、管理する ・「環境関連法規等チェックリスト」を承認、及び遵守チェックの実施 ・環境経営計画書を承認 ・環境活動の取組結果を代表者へ報告 ・環境経営レポートの確認 ・教育・訓練（緊急事態を含む）の実施を指示 ・是正・処置の決定及び指示
環境事務局	・環境管理責任者、E A 2 1 推進会議の事務局 ・環境への負荷の自己チェック及び環境への取組の自己チェックの実施 ・「環境関連法規等チェックリスト」の作成、及び遵守チェックの実施 ・環境経営目標・環境経営計画書原案の作成 ・環境経営計画の実績集計 ・環境関連の外部コミュニケーションの窓口 ・環境経営レポートの作成・公開
部 門 長	・自部門における環境経営システムの実施 ・自部門における環境経営方針の周知 ・自部門の従業員に対する教育訓練の実施 ・自部門に関連する環境経営目標、及び環境経営の実施、達成状況の報告 ・特定された項目の手順書作成及び運用管理 ・自部門の特定された緊急事態への対応のための手順書作成、テスト・訓練・記録 ・自部門の問題点の発見、是正、予防処置
全従業員	・環境経営方針を理解と環境への取組の重要性を自覚 ・決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加

□環境経営目標(中長期目標)

項 目	平成30年度 実 績	令和1年度 実 績	令和2年度 実 績	令和3年度 実 績	基準値 平成30年度～ 令和3年度の 実績の平均値	令和5年度 目標値 基準値の1%減	令和6年度 目標値 基準値の2%減	令和7年度 目標値 基準値の3%減
<事務所>								
二酸化炭素排出量(kg-CO2)	17,633	19,137	19,480	16,421	18,221	18,039	17,857	17,674
電力使用量 (kWh/年)	10,757	11,600	12,754	7,825	10,734	10,627	10,519	10,412
燃 料 (L/年)	5,764	5,609	5,494	5,297	5,541	5,486	5,430	5,375
廃棄物								
一般廃棄物再資源化率 (%)	20.0	39.3	39.3	36.4	38.3	38.7	39.1	39.4
事務用紙の削減 (t/年)	0.33	0.10	0.43	0.02	0.29	0.29	0.28	0.28
水使用量 (排水量 m3)	89	80	101	79	83	82	81	81
<現 場>								
二酸化炭素排出量(kg-CO2)	236,585	245,040	276,853	325,657	271,092	268,381	265,670	262,959
電力使用量 (kWh/年)	24,839	12,425	5,386	4,034	11,671	11,554	11,438	11,321
燃 料 (L/年)	87,522	93,168	107,039	126,181	103,477	102,442	101,407	100,373
廃棄物								
産業廃棄物再資源化率 (%)	82	100	100	100	100	100	100	100
建設発生土有効利用率 (%)	93	100	100	100	100	100	100	100
環境に配慮した製品・サービスの提供並びに施工 (件)	4	5	5	5	5	5	5	5
現場周辺の清掃等社会貢献(回/年)	3	3	3	3	3	3	3	3

- * 目標値は基準値に対し、原則各年度1%削減とする。ただし、一般廃棄物の再資源化率は各年度1%増、産業廃棄物再資源化率、建設発生土有効利用率 環境配慮施工等、社会貢献活動は基準値維持とする。
- 尚、基準値は、年度による変動を踏まえ過去4年間（平成30年度～令和3年度）の平均を基本としつつ実績の推移から年度中で特に異常と思われる場合は これを除いたものの平均とする。
- * 電力使用量のCO2換算係数は、四国電力の令和3年度実績である調整後排出係数0.532kg-CO2/kWhを用いた。
- * 燃料使用量にLPガスは含まれていない。
- * 現場での水資源は湧水等なので数値の設定は困難につき設定はしていない。
- * 化学物質の使用量については、使用の実態がないため目標を設定していない。

□環境経営目標とその実績（運用期間:令和5年6月～令和6年5月）

項 目	令和5年度 05/6月～05/11月 上半期・実績	目 標 上半期	達成率 上半期	令和5年度 05/6月～06/5月 年間・実績	目 標 年 間	達成率 年間期
<事務所>						
二酸化炭素排出量(kg-CO2)	8,196	9,019	110%	16,751	18,039	108%
電力使用量 (kWh)	4,832	5,313	110%	10,539	10,627	101%
燃 料 (L)	2,424	2,743	113%	4,750	5,486	115%
廃棄物						
一般廃棄物再資源化率 (%)	38.0	38.7	98%	42	38.7	109%
事務用紙の削減 (t)	0.00	0.14	— (達成)	0	0.29	— (達成)
水使用量 (排水量 m3)	39	41	105%	73	82	112%
<現 場>						
二酸化炭素排出量(kg-CO2)	79,216	134,191	169%	140,965	268,381	190%
電力使用量 (kWh)	3	5,777	192567%	233	11,554	4959%
燃 料 (L)	31,205	51,221	164%	55,543	102,442	184%
廃棄物						
産業廃棄物再資源化率 (%)	100	100	100%	100	100	100%
建設発生土有効利用率 (%)	81.9	100	82%	100	100	100%
環境に配慮した製品・サービスの提供並びに施工 (件)	5	5	100%	5	5	100%
現場周辺の清掃等社会貢献(回)	3	3	100%	3	3	100%

- * 燃料使用量に含まれていないLPガスの二酸化炭素排出量の実績：事務所 6kg-CO2（上半期）、17kg-CO2（年間）
- * 達成率は、目標/実績（%）を基本としている。ただし、廃棄物再資源化率、建設発生土有効利用率、環境に配慮した製品・サービスの提供並びに施工、現場周辺の清掃等社会貢献については、実績/目標（%）。100%以上で目標達成。

□環境経営目標（運用期間）に対する実績の評価及び次年度への取り組み

環境経営目標	本年度実績への評価	次年度への取り組み
二酸化炭素排出量	事務所 目標値達成 燃料使用量の減少に伴いCO2の排出量も減少 現 場 目標値達成	環境活動を継続する 環境活動を継続する
電 力 使 用 量	事務所 目標値達成 残業時間が減少し、エアコンの稼働時間も減少している 現 場 目標値達成	環境活動を継続する 環境活動を継続する
燃 料 使 用 量	事務所 目標値達成 現 場 目標値達成 残土等現場搬出物が減少した結果、使用量の減少に繋がった	環境活動を継続する 環境活動を継続する
事務用紙の削減	事務所 (現場分を含む) 目標値達成 在庫があり仕入れが無い 又、電子媒体での書類提出が増加	環境活動を継続する 書類提出及び送付等は電子媒体を活用する
水 使 用 量	事務所 (現場分を含む) 目標値達成 現場の使用も無い	活動を継続、節水に努める
廃 棄 物	事務所 目標値達成 現 場 目標値達成（産廃、建設発生土） 搬出された建設発生土は、上半期では、未利用であったが、下半期において再利用された	環境活動を継続する 環境活動を継続する
環境に配慮した製品及びサービスの提供並びに施工	現 場 目標値達成 低騒音・低振動型建設機械の使用、植生等を行う法面工事残存型枠の使用など、環境に配慮した施工を行っている	活動を継続
現場周辺の清掃等社会貢献活動	現 場 目標値達成 ロードアプト活動 受注工事内での社会貢献活動	活動を継続

総 括

- ・ 事務所、現場共に二酸化炭素削減の目標値達成、事務所、現場の燃料消費量が減少
- ・ 受注高にも関わらず燃料が減少したことは、現場条件や施工内容にも因るが環境活動の成果でもある

□令和5年度(R05/6～R06/5)環境経営計画(事務所)及びその取組結果

実施チェック 9月 12月 3月 6月

重点テーマ		具体的項目	担当者	スケジュール															実施状況				年間	評価 ・ 指示
				6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	9	12	3	6					
① 二酸化炭素排出量の削減	燃料使用量の削減	エコドライブ10の励行	谷下		→			→		→		→		→		→	◎	◎	◎	◎	◎	取り組みは十分実施している		
		マイボトル携帯の励行			→			→		→		→		→	◎	◎	◎	◎	◎					
	電力使用量の削減	夏期、冬期の温度設定の確認 (夏季：28度、冬季：20度)	谷下			→				→		→				◎	◎	◎	◎	◎	取り組みは十分実施している			
		照明機器、クーラー、窓の掃除を年2回する			→				→				◎	◎			◎							
		休憩時間は事務所の消灯を実施する			→			→		→		→		◎	◎	◎	◎	◎						
		夜間、休日はプリンター、PC等主電源を切る コピー機による出力回数の削減			→			→		→		→		◎	◎	◎	◎	◎						
② 上水使用量の削減	こまめに蛇口をしめる 毎月のメーターの確認	谷下		→			→		→		→		→		◎	◎	◎	◎	◎	取り組みは十分実施している				
				→			→		→		→		◎	◎	◎	◎	◎							
③ 事務用紙使用量の削減	裏紙利用の励行	谷下		→			→		→		→		→		◎	◎	◎	◎	◎	取り組みは十分実施している				
	ミスプリント削減、両面印刷の励行			→			→		→		→		◎	◎	◎	◎	◎							
④ 廃棄物排出量の削減	3 R の徹底	谷下		→			→		→		→		→		○	○	◎	◎	◎	廃棄物の減量が重要である				
⑤ 事務所周辺の清掃等社会貢献活動	社内の5S活動を推進する	谷下		→			→		→		→		→		○	○	○	○	○	整理整頓等5 S 活動が十分でない				
	会社周辺及び近辺の清掃美化活動を推進する			→			→		→		→		◎	◎	◎	◎	◎							

* 3R (Reduce 減量、Reuse 再使用、Recycle 再利用)

* 5S (整理、整頓、清潔、清掃、躰)

* エコドライブ10

〔eスタート、加減速の少ない運転、早めのアクセルオフ、エアコンの使用を控えめ、アイドリングストップ、適切な暖気運転、空気圧のチェック、違法駐車禁止、不要な荷物は積まない、道路交通情報の活用、〕

実施状況

◎ 十分できている

○ ほぼできている

△ まだ不十分である

× できていない

□令和5年度(R05/6～R06/5)環境経営計画(現場)及びその取組結果

実施チェック 9月 12月 3月 6月

重点テーマ		具体的項目	担当者	スケジュール											実施状況				年間	評価・指示	
				6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	9	12	3			6
① 出二酸化炭素削減	燃料使用量の削減	ダンプトラック等の過積載防止	武岡		→			→					→		→	◎	◎	◎	◎	◎	取り組みは十分実施している
		エコドライブ10の確認			→			→			→		→	◎	◎	◎	◎	◎			
		現場への乗合わせ、資材運搬の段取り			→			→			→		→	◎	◎	◎	◎	◎			
	電力使用量の削減	現場事務所の電源オン・オフの徹底			→			→			→		→	◎	◎	◎	◎	◎	取り組みは十分実施している		
ソーラー仕様機器の優先使用			→			→			→		→	◎	◎	◎	◎	◎					
②	環境に配慮した製品・サービスの提供並びに施	現場単位の環境に配慮した施工	武岡		→			→			→		→	◎	◎	◎	◎	◎	取り組みは十分実施している		
		環境に配慮した重機等の使用			→			→			→		→	◎	◎	◎	◎				
③	産業廃棄物排出量の削減	3Rの徹底	武岡		→			→			→		→	◎	◎	◎	◎	◎	取り組みは十分実施している		
		マニフェストの徹底管理			→			→			→		→	◎	◎	◎	◎				
④	現場周辺の清掃等社会貢献活動	現場近辺の清掃美化活動を推進する	武岡		→			→			→		→	◎	◎	◎	◎	◎	取り組みは十分実施している		

* 現場での水資源使用は、極めて限定的なので割愛する

* 3R (Reduce 減量、Reuse 再使用、Recycle 再利用)

* エコドライブ10

〔eスタート、加減速の少ない運転、早めのアクセルオフ、エアコンの使用を控えめ、アイドリングストップ、適切な暖気運転、空気圧のチェック、違法駐車禁止、不要な荷物は積まない、道路交通情報の活用、〕

実施状況

◎ 十分できている

○ ほぼできている

△ まだ不十分である

× できていない

□令和6年度(R06/6～R07/5)環境経営計画(事務所)

重点テーマ		具体的項目	担当者	スケジュール											
				6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
① 二酸化炭素排出量の削減	燃料使用量の削減	エコドライブ10の励行	谷下	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
		マイボトル携帯の励行		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		
	電力使用量の削減	夏期、冬期の温度設定の確認 (夏季：28度、冬季：20度)	谷下	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
		照明機器、クーラー、窓の掃除を年2回する		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		
		休憩時間は事務所の消灯を実施する		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		
		夜間、休日はプリンター、PC等主電源を切る		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		
コピー機による出力回数の削減	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→				
② 上水使用量の削減		こまめに蛇口をしめる 毎月のメーターの確認	谷下	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
③ 事務用紙使用量の削減		裏紙利用の励行 ミスプリント削減、両面印刷の励行	谷下	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
④ 廃棄物排出量の削減		3Rの徹底	谷下	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
⑤ 事務所周辺の清掃等社会貢献活動		社内の5S活動を推進する 会社周辺及び近辺の清掃美化活動を推進する	谷下	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	

* 3R (Reduce 減量、Reuce 再使用、Recycle 再利用)

* 5S (整理、整頓、清潔、清掃、躰)

* エコドライブ10

〔 eスタート、加減速の少ない運転、早めのアクセルオフ、エアコンの使用を控えめ
アイドリングストップ、適切な暖気運転、空気圧のチェック、違法駐車禁止
不要な荷物は積まない、道路交通情報の活用、

□令和6年度(R06/6～R07/5)環境経営計画(現場)

重点テーマ		具体的項目	担当者	スケジュール											
				6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
① 二酸化炭素排出量の削減	燃料使用量の削減	ダンプトラック等の過積載防止	武岡												
		エコドライブ10の確認													
		現場への乗合わせ、資材運搬の段取り													
	電力使用量の削減	現場事務所の電源オン・オフの徹底													
ソーラー仕様機器の優先使用															
②	環境に配慮した製品・サービスの提供並びに施	現場単位の環境に配慮した施工	武岡												
		環境に配慮した重機等の使用													
③	産業廃棄物排出量の削減	3Rの徹底	武岡												
		マニフェストの徹底管理													
④	現場周辺の清掃等 社会貢献活動	現場近辺の清掃美化活動を推進する	武岡												

* 現場での水資源使用は、極めて限定的なので割愛する

* 3R (Reduce 減量、Reuce 再使用、Recycle 再利用)

* エコドライブ10

〔 eスタート、加減速の少ない運転、早めのアクセルオフ、エアコンの使用を控えめ
アイドリングストップ、適切な暖気運転、空気圧のチェック、違法駐車禁止
不要な荷物は積まない、道路交通情報の活用、

□環境関連法規制等の順守状況の確認、並びに違反・訴訟等の確認

法的義務を受ける主な環境関連法規制は次の通りである。

区分	法令又は条例	規 制 内 容(概要)	遵守 評価 ○遵守 ×遵守でき ていない
廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 産業廃棄物	- 産業廃棄物の事業者の自己処理 - 委託契約の締結、許可証の確認、委託基準の遵守 - マニフェストの交付と5年間の保存義務 - 前年度マニフェスト交付実績を次年度6月末までに県に報告する。 - 保管基準の遵守(積み上げ高さの厳守、雨、風、悪臭発生の防止)、保管場所の掲示 - 事業場外の自らの産業廃棄物の保管場所の設置届出 - 産業廃棄物処理業の許可、産業廃棄物処理基準の遵守 (産業廃棄物運搬車両表示と運搬内容記載書面の携帯義務など) - 燃やすゴミ、燃やさないゴミ、かん、ペットボトル、プラスチック等分別排出 - 野外焼却の禁止、不法投棄の禁止	○
	一般廃棄物 全 般		○
	資源の有効な利用の促進に関する法律 (資源有効利用促進法)	- 原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を使用するよう努力 - 建設工事に係る副産物を再生資源として利用することを促進するよう努力 - 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める 再生利用計画書(実施書)の作成・保存(施工後5年間)、計画の工事現場での提示 - 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の 基準となるべき事項を定める 再生資源利用促進計画(実施書)の作成・保存(施工後5年間)、計画の工事現場での提示	○
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)	- 建設資材廃棄物の発生抑制、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等費用の低減努力、 建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材を使用する努力 - 対象工事 解体工事 80㎡以上 建築物の新築・増築工事 500㎡以上 建築物の修繕・模様替工事 1億円以上 土木工事 500万円以上 - 元請業者による事前調査、分別解体等の計画作成、発注者への書面による計画等説明 - 発注者は工事を事前に都道府県知事に届出(7日前まで) - 基準に従った分別解体、再資源化の実施 - 発注者への完了報告、再資源化等の実施状況記録の作成・保存 - 現場等における標識の掲示 ・帳簿の備え付け	○
大気 汚染	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(オフロード法)	- 平成18年10月購入機械 基準適合機械の使用、点検整備の実施により排出ガス性能の維持、適正燃料の使用 - 国土交通省直轄事業 平成3年より排ガス対策型建設機械使用の原則	○
地球 環境	地球温暖化対策の推進に関する法律	- 事業活動及び日常生活に関し、温室効果ガス(二酸化炭素、メタン等)の排出の抑制のための措置を講ずるよう努力、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出抑制のための施策に協力 - 事業活動に伴う排出削減等に努力 - 排出削減等指針 ※事業者が講ずべき措置の適切・有効な実施のためのもの	○
	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(省エネルギー法)	- エネルギー使用者のエネルギーの使用合理化への努力、電気需要最適化に資する措置実施に努力 - 判断基準(エネルギー使用の合理化に係るもの、非化石エネルギーへの転換に係るもの)に基づく措置の実施 - 電気需要最適化指針に基づく取組の実施	○
	フロン排出抑制法	- 冷媒用フロンの排出抑制 【業務用冷凍空調機器を廃棄するとき】 ・解体工事元請業者は、解体前に第1種特定製品(業務用冷凍空調機器)設置の有無を確認、 発注者に書類説明 ・廃棄等に際し、第1種フロン類充填回収業者への第1種特定製品中のフロン類の引き渡し 【業務用冷凍空調機器を使用するとき】 ・第1種特定製品の管理者の判断基準に基づく措置の実施 ① 簡易定期点検:全ての業務用冷凍空調機器:3か月に1回以上 ② 定期点検:7.5KW以上の業務用冷凍空調機器:1年に1回以上(専門業者が実施) ③ 点検整備の履歴の記録・保存 - フロン類の放出の禁止	○

区分	法令又は条例	規 制 内 容(概要)	遵守 評価 ○遵守 ×遵守でき ていない
水質 汚濁	浄化槽法	・浄化槽の処理後でなければ公共用水域に排水禁止 ・浄化槽の保守点検・清掃・法定検査の実施	○
騒音・ 振動	騒音規制法	・都道府県知事が地域指定場所においての建設作業(条例:法の指定地域以外の場所) ①くい打ちくい抜き機作業(圧入機は除く) ②さく岩機 ③空気圧縮機 定格出力15kw以上 ④バックホー 定格出力80kw以上 ⑤トラクターショベル 定格出力70kw以上 ⑥ブルドーザー 定格出力40kw以上 ※着工7日前までに知事(市町村)に届出、作業敷地境界85db以下(ただし作業時間、 期間の規定あり)の遵守	○
	振動規制法	・都道府県知事が地域指定場所においての建設作業 ①くい打ちくい抜き機作業(圧入機は除く) ②鋼球を使用しての破壊作業 ③舗装版破砕機を使用する作業 ④ブレイカー(手持ち式は除く)作業 ※着工7日前までに知事(市町村)に届出、作業敷地境界75db以下(ただし作業時間、 期間の規定あり)の遵守	○
条例	徳島県生活環境保全条例	・事業者は基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる 公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。	○
条例	那賀町廃棄物の処理及び清掃に 関する条例	・廃棄物の排出量を抑制し、再生利用を促進、減量に努める	○
条例	那賀町景観条例	・事業活動に伴い良好な景観の形成に寄与する ・町景観の形成に関する施策に協力する	○

環境関連法規制等の順守状況の定期評価の結果、環境法規制等の逸脱はありませんでした。
また、過去3年間にわたって関係当局による違反等の指摘や訴訟もありませんでした。

□ 代表者による全体評価と見直し・指示の結果

令和5年度の活動は全ての目標が達成となった。

前年度より完成工事高が増加したが、環境活動の目標が達成できたことは評価出来る。

又、活動に必要な環境対策型重機を新しく購入できたことや、業務のペーパーレス化に対応しなければならない
従業員の努力も評価したい。

受注内容により、目標の達成度は年度毎に変化すると考えられるが、今後とも、目標達成に向け、全社一丸と
なって環境経営活動を継続したい。

環境経営方針、環境経営目標・計画についての見直しはしない。

ただし、実施体制については、令和6年度より、環境管理責任者を交替し、代表者が兼務することとする。

令和6年8月30日

代表者 谷下 文章